



# 茨城県報

第 1 4 4 9 号

平成15年 3 月17日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

青少年に有益な興行の推奨 (女性青少年課) .....	2
字の区域の変更 (地方課) .....	2
受胎調節実地指導員の指定 (児童福祉課) .....	3
大規模小売店舗の変更の届出 (3 件) (商業流通課) .....	3
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (2 件) (商業流通課) .....	7
臨時種畜検査の実施 (畜産課) .....	9
茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経済課) .....	9
建設業法による許可の取消し (監理課) .....	10
道路の供用の開始 (5 件) (道路維持課) .....	10
土地区画整理組合の定款の変更の認可 (都市整備課) .....	11
事業計画の変更の認可 (公園街路課) .....	12

### (選挙管理委員会)

政治団体の設立届出.....	12
政治団体の届出事項の異動届出.....	13
政治団体の解散届出.....	14
資金管理団体の指定届出.....	15
資金管理団体の指定の取消しの届出.....	15

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (生活文化課) .....	16
争議行為の予告通知の公表 (労働政策課) .....	16
開発行為の工事完了 (2 件) (建築指導課) .....	17
道路の位置の指定 (建築指導課) .....	17

### 規 程

### (企 業 局)

茨城県企業局職員服務規程の一部を改正する規程.....	18
-----------------------------	----

## 告 示

### 茨城県告示第362号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第7条の規定に基づき、青少年に有益な興行として次のものを推奨する。

平成15年 3月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 推 奨 番 号	8
2 種 類	映画
3 題 名	A I K I
4 製 作	日活株式会社ほか
5 配 給 会 社	日活
6 推 奨 年 月 日	平成15年 3月10日
7 推 奨 理 由	21歳の主人公太一は、ボクシングに情熱を傾けていたが、不慮の事故で下半身麻痺の身体となり、掴みかけた夢を打ち砕かれてしまう。目標を失い心がすさむ彼であったが、心優しい人たちや合気柔術との出会いによって、次第に車椅子という運命を受け入れ再生していく。自分の運命を受け入れながら前向きに生きる主人公の姿は青少年の人間的感情を豊かにするものであり、青少年の健全育成に有益である。

### 茨城県告示第363号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により結城市長から地籍調査に伴い、同市内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による認証の日から生ずるものである。

平成15年 3月17日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 大字山川新宿字新宿に変更する区域

大字山川新宿字綾戸東通 72の1 から72の3 まで

同 字松合 463, 465の1, 465の2, 466から468まで

及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部

#### 大字山川新宿字綾戸に変更する区域

大字山川新宿字綾戸東通 73の1 から73の3 まで、73の5 から73の11まで、93の4, 93の6, 94の2, 94の3, 95の3, 95の8, 95の9

同 字綾戸西通 297の2

#### 大字山川新宿字松原に変更する区域

大字山川新宿字綾戸 319の1, 319の3, 320の1, 320の3

同 字代ノ下 513の1, 513の2

及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

大字山川新宿字代ノ下に変更する区域

大字山川新宿字綾戸 342の2

同 字新町東 1087の1から1087の3まで, 1089の1から1089の3まで, 1090の2, 1090の3

同 字新町 1088の1から1088の4まで

及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

大字山川新宿字山ノ神に変更する区域

大字山川新宿字南洞貝 491の5

同 字新町西 1489の1, 1489の3, 1489の4

同 字北洞貝 1643の1から1643の3まで

大字山川新宿字南洞貝に変更する区域

大字山川新宿字山ノ神 495の1

同 字北洞貝 498から500まで

及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

大字山川新宿字北洞貝に変更する区域

大字山川新宿字山ノ神 496の1から496の4まで, 496の7, 496の14

及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

大字山川新宿字結城道に変更する区域

大字山川新宿字中並木 1039の2, 1040の2

大字山川新宿字新町東に変更する区域

大字山川新宿字新町 1061の2, 1071の1, 1071の2, 1269の1から1269の3まで, 1270

大字山川新宿字新町に変更する区域

大字山川新宿字新町東 1258の1から1258の3まで

同 字松原 1284の1から1284の3まで, 1285の1から1285の3まで, 1286の1, 1286の2

同 字北洞貝 1287の1から1287の8まで

同 字新町西 1476の1, 1476の2, 1478の1, 1478の2

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字山川新宿字新町西に変更する区域

大字山川新宿字山ノ神 1522の1, 1534の1

~~~~~  
茨城県告示第364号

母体保護法(昭和23年法律第156号)第15条第1項の規定により, 次の者を平成15年3月7日に受胎調節実地指導員に指定した。

平成15年3月17日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名 遠 藤 真季子

住 所 茨城県水戸市酒門町4551番地の4

~~~~~  
茨城県告示第365号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について, 同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成15年 3月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

水戸都市開発株式会社

取締役社長 岡 田 広

(2) 住所

水戸市宮町 1 - 2 - 4

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

水戸駅北口地区第一種市街地再開発事業施設建築物

水戸市宮町 1 丁目 6 番130 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
アスクウォーク有限会社	水戸市水府町1411	坪 真 一

(3) 変更の年月日

平成15年 2月 1日

(4) 変更する理由

店舗有効活用のため的一部テナントの入れ替えのため

3 届出年月日

平成15年 2月10日

茨城県告示第366号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出及び同法附則第 5 条第 5 項の規定により同法第 5 条第 1 項の規定による届出とみなされるものについて、同法第 6 条第 3 項の規定により準用する同法第 5 条第 3 項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成15年 3月17日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

株式会社サンユーストアー

代表取締役 伊 藤 尚 武

## (2) 住所

北茨城市磯原町磯原 1 丁目127番地

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンユーストアー大津店

北茨城市大津町字ねきさ前2465 外

## (2) 変更しようとする事項

## ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 9 時

(変更後) 午前 0 時

## イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時～午後 9 時15分

(変更後) 午前 9 時～午前 0 時15分 (一部午後 9 時)

## (3) 変更する年月日

平成15年 3月10日

## (4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

## ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社サンユーストアー	北茨城市磯原町磯原 1 丁目127番地	伊 藤 尚 武
有限会社クスリのイズミ	福島県いわき市平下平窪字屋越51 - 2	中 川 博 義

## イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,275m<sup>2</sup>

## ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 118台

(イ) 駐輪場の収容台数 25台

(ウ) 荷さばき施設の面積 183m<sup>2</sup>(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 78m<sup>3</sup>

## エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前 9 時30分

(イ) 駐車場の自動車の出入口の数

3 箇所

(ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 3 時～午後 9 時

## 3 届出年月日

平成15年 3月 3日

茨城県告示第367号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出及び同法附則第 5 条第 5 項の規定により同法第 5 条第 1 項の規定による届出とみなされるものについて、同法第 6 条第 3 項の規定により準用する同法第 5 条第 3 項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成15年 3月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

宏進工業株式会社

代表取締役 小 畑 順 宏

(2) 住所

龍ヶ崎市 2 番地の195

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー竜ヶ崎店

龍ヶ崎市川原代町字文間通5588番 1 外

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 9 時

(変更後) 午前 0 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時～午後 9 時30分

(変更後) 午前 9 時～午前 0 時 (一部午後 9 時)

(3) 変更する年月日

平成15年 3月17日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社タイヨー	鹿島郡神栖町大野原二丁目31番31号	森 田 穰

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,761㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 192台
- (イ) 駐輪場の収容台数 20台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 120㎡
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 46㎡

#### エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
午前 9 時30分
- (イ) 駐車場の自動車の出入口の数  
8 箇所
- (ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時～午後 9 時

#### 3 届出年月日

平成15年 3 月 3 日

~~~~~

#### 茨城県告示第368号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成15年 3 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 大規模小売店舗の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
東海駅東ショッピングタウン  
那珂郡東海村舟石川長堀15街区 1

#### (2) 届出の概要

- ア 届出の種類及び届出の公告日  
変更の届出（附則第 5 条第 1 項）  
平成14年10月10日

#### イ 変更しようとする事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前) 開店時刻 午前10時（年間120日は午前 9 時）  
閉店時刻 午後 9 時  
(変更後) 開店時刻 午前 9 時（年間60日は午前 8 時）  
閉店時刻 午後11時（一部午後 9 時）
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前 9 時30分（年間120日は午前 8 時30分）～午後 9 時30分  
(変更後) 第 1 ・第 2 ・立体駐車場 午前 8 時30分（年間60日は午前 7 時30分）～午後 9 時  
第 4 駐車場 午前 8 時30分（年間60日は午前 7 時30分）～午後11時30分
- (ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 5 時～午後 9 時

(変更後) 午前 6 時～午後 9 時

ウ 届出年月日

平成14年 9月18日

## 2 市町村の意見

特になし

### 茨城県告示第369号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成15年 3月17日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ三和店

猿島郡三和町諸川498 - 2 外

### (2) 届出の概要

#### ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（附則第 5 条第 1 項）

平成14年10月31日

#### イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 9 時（一部午後 8 時）

(変更後) 開店時刻 午前 9 時（一部午前10時）

閉店時刻 午前 0 時（一部午後 8 時）

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時45分～午後 9 時15分

(変更後) 午前 8 時45分～午前 0 時15分（一部午後 9 時）

ウ 届出年月日

平成14年10月16日

## 2 市町村の意見

| 市 町 村 名 | 意 見 の 概 要             | 理 由                |
|---------|-----------------------|--------------------|
| 三和町     | 夜間 9 時以降に発生する騒音に配慮する。 | 周辺地域住民への生活環境保持のため。 |
|         | 青少年の非行防止。             |                    |



茨城県告示第370号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号並びに家畜改良増殖法施行規則第2条第2項の規定により、臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成15年 3月17日

茨城県知事 橋 本 昌

| 検査年月日       | 検査場所                      |
|-------------|---------------------------|
| 平成15年 4月16日 | 下妻市比毛川原143<br>茨城県広域豚人工授精場 |

茨城県告示第371号

茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程（平成3年茨城県告示第128号）の一部を次のように改正する。

平成15年 3月17日

茨城県知事 橋 本 昌

第3条第1号を次のように改める。

(1) 加工流通施設整備資金及び保健機能増進施設整備資金の利子補給率

| 貸付期間        | 融資機関             | 資金種類   |        | 加工流通施設整備資金        |                    | 保健機能増進施設整備資金 |                   |
|-------------|------------------|--------|--------|-------------------|--------------------|--------------|-------------------|
|             |                  | 貸付対象者  |        | A                 |                    | A            |                   |
|             |                  |        |        | 貸付金のうち2億7千万円までの部分 | 貸付金のうち2億7千万円を超える部分 | B            | 貸付金のうち2億7千万円までの部分 |
| 11年以内       | 要綱第3の2のア、ウ及びオの場合 | 年1.35% | 年1.10% | 年0.85%            | 年1.60%             | 年1.35%       | 年1.10%            |
|             | 上記以外の場合          | 年0.55% | 年0.30% | 年0.05%            | 年0.80%             | 年0.55%       | 年0.30%            |
| 11年を超え13年以内 | 要綱第3の2のア、ウ及びオの場合 | 年1.25% | 年1.00% | 年0.75%            | 年1.50%             | 年1.25%       | 年1.00%            |
|             | 上記以外の場合          | 年0.45% | 年0.20% | -                 | 年0.70%             | 年0.45%       | 年0.20%            |
| 13年を超え15年以内 | 要綱第3の2のア、ウ及びオの場合 | 年1.15% | 年0.90% | 年0.65%            | 年1.40%             | 年1.15%       | 年0.90%            |
|             | 上記以外の場合          | 年0.35% | 年0.10% | -                 | 年0.60%             | 年0.35%       | 年0.10%            |

(注) 1 「A」とは、要綱第3の3の(3)のアの表の注書のAをいう。

2 「B」とは、要綱第3の3の(3)のアの表の注書のBをいう。

第3条第2号を次のように改める。

(2) 生活環境施設整備資金の利子補給率

| 融資機関 | 貸付対象者            | 農 林 漁 業 者 | 農業協同組合等 |
|------|------------------|-----------|---------|
|      | 要綱第3の2のア、ウ及びオの場合 | 年1.25%    | 年1.25%  |
|      | 上 記 以 外 の 場 合    | 年0.45%    | 年0.45%  |

(注) 1 「農業協同組合等」とは、農業協同組合その他の農林漁業者の組織する団体又は要綱第3の1の(3)に規定する第3セクターをいう。

付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の規定は、平成15年2月20日以後になされた貸付けに係る中山間地域活性化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係るものについては、なお従前の例による。

茨城県告示第372号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による許可の取消しをしたので、同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成15年3月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 処分をした年月日 平成15年3月6日
- 2 処分を受けた者
  - (1) 商 号 有限会社 鶴建
  - (2) 所 在 地 猿島郡猿島町大字逆井4134番地の2
  - (3) 代表者の氏名 鶴巻 重光
  - (4) 建設業許可番号 茨城県知事許可（般 - 12）第22259号

3 処分の内容

建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

同社の役員が、水戸地方裁判所下妻支部から懲役6月及び罰金100万円の刑に処せられ、裁判が確定した日から4年間当該懲役刑の執行を猶予され、平成14年12月20日にその裁判が確定し、よって、同法第8条第10号に該当するに至った。

茨城県告示第373号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成15年3月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年3月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 錫高野石塚線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡桂村大字錫高野字塙770番1地先から  
東茨城郡桂村大字高久字秋葉1422番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成15年3月17日

茨城県告示第374号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成15年3月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 3月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 西小埜真岡線
- 2 供用開始の区間 西茨城郡岩瀬町大字西小埜字金越1780番 1 から  
西茨城郡岩瀬町大字西小埜字金越1792番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成15年 3月17日

## 茨城県告示第375号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成15年 3月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 3月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 西小埜真岡線
- 2 供用開始の区間 西茨城郡岩瀬町大字西小埜字池下1677番 4 から  
西茨城郡岩瀬町大字西小埜字馬場下326番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成15年 3月17日

## 茨城県告示第376号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成15年 3月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 3月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 江戸崎下総線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡江戸崎町大字江戸崎字浜町通甲3016番 3 地先から  
稲敷郡江戸崎町大字高田字渡場3548番15地先まで
- 3 供用開始の期日 平成15年 3月25日

## 茨城県告示第377号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成15年 3月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 3月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 真端水戸線
- 2 供用開始の区間 西茨城郡七会村大字大網字関場321番 1 から  
西茨城郡七会村大字大網字東前218番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成15年 4月 1 日

## 茨城県告示第378号

ひたちなか市津田北部土地区画整理組合の定款の変更については、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき、次のとおり認可したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成15年 3月17日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 定款を変更する組合

組 合 の 名 称 ひたちなか市津田北部土地区画整理組合

事 務 所 の 所 在 地 ひたちなか市津田1901番地

事 業 施 行 期 間 自 平成 5 年 3 月18日

至 平成17年 3月31日

施 行 地 区 ひたちなか市大字津田字七軒の全部，字川戸，字七軒前，字東七軒，字向砂沢，字関場，  
字小樹木，字片岡前，字諸木苗，字草市の各一部

設 立 認 可 の 年 月 日 平成 5 年 3 月18日

## 2 変更認可の年月日 平成15年 3月17日

## 茨城県告示第379号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により，都市計画事業の事業計画の変更を認可したので，同法第63条第 2 項で準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成15年 3月17日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 施行者の名称

石下町

## 2 都市計画事業の種類及び名称

石下都市計画公園事業

6・5・001号

石下町総合運動公園

## 3 事業施行期間

平成 5 年 8 月12日から

平成20年 3月31日まで

## 4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

(選挙管理委員会)

## 茨城県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立届出が次のようであったので，同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成15年 3月17日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

| 政治団体の名称                | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地      | 届出年月日   |
|------------------------|--------|----------|-----------------|---------|
| 遠藤正信後援会                | 遠藤正信   | 遠藤正信     | 結城郡石下町馬場565-2   | 15.2.4  |
| 渡辺松男後援会                | 渡辺松男   | 渡辺松男     | 古河市中央町3-2-3     | 15.2.4  |
| 知久修後援会                 | 中根董之   | 福富好一     | 古河市幸町1-26       | 15.2.5  |
| 永野ひろとし後援会              | 古谷三郎   | 和賀勲      | 水海道市豊岡町乙1193-1  | 15.2.6  |
| 未来の古河市を考える<br>楓樹の会     | 田村國光   | 井上淳      | 古河市幸町23番20号     | 15.2.6  |
| 津脇なおし後援会               | 恒吉賢一   | 日下祐二     | 牛久市南7-44-19     | 15.2.10 |
| 栗原ふみたか後援会              | 栗原文隆   | 栗原文隆     | 水戸市酒門町4020番地    | 15.2.12 |
| 創龍会                    | 梅野英城   | 壘英一      | 竜ヶ崎市内白羽2-9-6    | 15.2.12 |
| 海老原一郎後援会               | 酒井涉    | 斎藤惟茂     | 土浦市真鍋3-13-1     | 15.2.17 |
| しのつか洋三後援会              | 市田信道   | 白井義夫     | 鹿嶋市宮中2053-8     | 15.2.17 |
| 塚本光男後援会                | 塚本光男   | 佐藤清      | 取手市小文間3823      | 15.2.17 |
| 中川まさ子とひたちの<br>仲間たち     | 中川雅子   | 武士一枝     | 日立市中成沢町1-17-2   | 15.2.18 |
| 自民党茨城県第7総支部            | 加藤真砂子  | 加藤洋一     | 水海道市諏訪町3230     | 15.2.20 |
| 小川一彦後援会                | 石崎昭    | 富田良      | 鹿島郡銚田町当間1467-5  | 15.2.21 |
| 五十嵐辰雄後援会               | 五十嵐健治  | 五十嵐栄治    | 北相馬郡利根町大平351    | 15.2.24 |
| おかもと二郎後援会              | 岡本二郎   | 小林正己     | 稲敷郡江戸崎町江戸崎甲3035 | 15.2.24 |
| 栗山豊後援会                 | 大野賢次   | 栗山道郎     | 稲敷郡江戸崎町蒲ヶ山1095  | 15.2.24 |
| 薄井五月後援会                | 薄井五月   | 薄井則雄     | 日立市金沢町2-7-16    | 15.2.25 |
| ふじた和久後援会               | 安東捷二   | 大越靖史     | 水戸市見川町2537-12   | 15.2.25 |
| せき英喜後援会                | 福地良作   | 関とき子     | 常陸太田市町屋町1319-1  | 15.2.26 |
| 赤津敬後援会                 | 赤津紀子   | 赤津昭子     | 日立市石名坂町2-35-3   | 15.2.27 |
| 取手しんご会                 | 廣瀬尚武   | 大野幸江     | 取手市新取手5-12-18   | 15.2.27 |
| 取手新時代をひらく会             | 廣瀬尚武   | 大野幸江     | 取手市新取手5-12-18   | 15.2.27 |
| 山形金也後援会                | 山形金也   | 山形菊枝     | 龍ヶ崎市川原代町2537-12 | 15.2.27 |
| 自由民主党茨城県参議<br>院選挙区第二支部 | 岡田広    | 大川清      | 水戸市見和2-198-11   | 15.2.28 |
| まつぐ洋行後援会               | 真次洋行   | 真次洋行     | 下館市幸町3-8-17     | 15.2.28 |

## 茨城県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成15年3月17日

茨城県選挙管理委員会委員長 足立 裕

|   | 政治団体の名称   | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地      | 届出年月日  |
|---|-----------|--------|----------|-----------------|--------|
| 新 | 自由民主党伊奈支部 | 篠塚皓男   |          | 筑波郡伊奈町谷井田1649番地 | 15.2.1 |
| 旧 |           | 染谷清    |          | 筑波郡伊奈町板橋1055番地  |        |

|   | 政治団体の名称            | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地             | 届出年月日     |
|---|--------------------|---------|----------|------------------------|-----------|
| 新 | 平野としろう後援会          |         |          | 守谷市百合ヶ丘 2 - 2506 - 12  | 15. 2. 4  |
| 旧 |                    |         |          | 北相馬郡守谷町守谷甲2602 - 2     |           |
| 新 | 自由民主党結城中央支部        | 前 場 文 夫 | 鈴 木 義 雄  | 結城市大字結城528             | 15. 2. 5  |
| 旧 |                    | 臼 井 平八郎 | 前 場 文 夫  | 結城市大字結城11326           |           |
| 新 | 自由民主党茨城県参議院選挙区第一支部 |         |          |                        | 15. 2. 6  |
| 旧 | 自由民主党茨城県参議院選挙区第二支部 |         |          |                        |           |
| 新 | 森田伸後援会             |         |          | 石岡市東石岡 1 丁目 7 番 1 号    | 15. 2. 7  |
| 旧 |                    |         |          | 石岡市東石岡 5 丁目3077 - 5, 6 |           |
| 新 | 神崎清後援会             | 神 崎 清   |          | 鹿島郡神栖町奥野谷8057          | 15. 2. 14 |
| 旧 |                    | 城之内 清 作 |          | 鹿島郡神栖町知手中央 2 - 10 - 1  |           |
| 新 | 自民党勝田支部            |         | 大 内 聖 和  |                        | 15. 2. 14 |
| 旧 |                    |         | 大和田 修 造  |                        |           |
| 新 | 吉田実後援会             |         | 藤 澤 努    |                        | 15. 2. 17 |
| 旧 |                    |         | 井 坂 邦 夫  |                        |           |
| 新 | おぶきたけおを励ます会        |         |          |                        | 15. 2. 18 |
| 旧 | おぶき武男を励ます会         |         |          |                        |           |
| 新 | 小堀常雄後援会            | 小 堀 文 子 |          |                        | 15. 2. 18 |
| 旧 |                    | 高根沢 忠 一 |          |                        |           |
| 新 | 全国社会保険推進連盟茨城支部     | 大 垣 敏 夫 | 鴨志田 弘    | 水戸市河和田 1 - 1645 - 52   | 15. 2. 18 |
| 旧 |                    | 山 崎 芳 保 | 大 垣 敏 夫  | 水戸市自由が丘 3 - 23         |           |
| 新 | 自民党茨城県連境支部         | 栗 原 利 雄 | 中 村 治 雄  | 猿島郡境町旭町451             | 15. 2. 19 |
| 旧 |                    | 桜 井 清   | 野 村 松 雄  | 猿島郡境町195               |           |
| 新 | 自由民主党茨城県食糧支部       | 大 森 正 宏 | 関 浩 文    |                        | 15. 2. 19 |
| 旧 |                    | 矢 口 征 夫 | 庄 司 史 世  |                        |           |
| 新 | 自由民主党茨城町中央支部       | 荻 津 和 良 | 長谷川 重 幸  | 東茨城郡茨城町小鶴1496          | 15. 2. 19 |
| 旧 |                    | 久保田 正二郎 | 荻 津 和 良  | 東茨城郡茨城町奥谷32 - 1        |           |
| 新 | 若葉の会               | 入 江 洋 治 | 伊 藤 大    |                        | 15. 2. 21 |
| 旧 |                    | 沼 田 二 郎 | 作 田 正 彦  |                        |           |
| 新 | 長谷川大紋後援会           | 川 島 雄一郎 |          |                        | 15. 2. 27 |
| 旧 |                    | 栗 林 鉄太郎 |          |                        |           |
| 新 | おおはた章宏後援会          |         | 菅 原 幸 夫  |                        | 15. 2. 28 |
| 旧 |                    |         | 鈴 木 清 巳  |                        |           |
| 新 | 若泉昌寿後援会            | 若 泉 篤   |          |                        | 15. 2. 28 |
| 旧 |                    | 小 貫 松 男 |          |                        |           |

## 茨城県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散届出が次のようにあったので、

同条第 3 項の規定により告示する。

平成15年 3月17日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

| 政治団体の名称            | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地         | 届出年月日     |
|--------------------|---------|----------|--------------------|-----------|
| 自由民主党茨城県参議院選挙区第三支部 | 山 口 武 平 | 仲 川 賢一郎  | 水戸市笠原町245 - 1      | 12. 2. 18 |
| 洋山会                | 永 岡 洋 治 | 鈴 木 一 夫  | 古河市本町 2 - 7 - 13   | 15. 2. 18 |
| 翔友会                | 寺 田 章   | 遠 藤 七 三  | つくば市大井1710番地       | 15. 2. 19 |
| 住みよい石岡を創る会         | 本 多 俊 夫 | 小 暮 新 理  | 石岡市大字石岡 2 - 158    | 15. 2. 24 |
| はた昭治後援会            | 波 多 昭 治 | 内 海 俊 彦  | 水戸市桜川 2 - 3 - 30   | 15. 2. 25 |
| 赤津敬後援会             | 黒 沢 友 二 | 赤 津 功    | 日立市石名坂町 2 - 35 - 3 | 15. 2. 27 |
| 茨城政治研究会            | 長谷川 大 紋 | 堀 政 美    | 西茨城郡岩瀬町上野原地新田192   | 15. 2. 27 |

茨城県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第 2 項の規定による資金管理団体の指定届出が次のようにあったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成15年 3月17日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

| 届出者氏名<br>(代表者氏名) | 公職の種類    | 資金管理団体の名称      | 主たる事務所の所在地         | 届出年月日     |
|------------------|----------|----------------|--------------------|-----------|
| 遠 藤 正 信          | 石下町議会議員  | 遠藤正信後援会        | 結城郡石下町馬場565 - 2    | 15. 2. 4  |
| 渡 辺 松 男          | 古河市議会議員  | 渡辺松男後援会        | 古河市中心町 3 - 2 - 3   | 15. 2. 4  |
| 中 川 まさ子          | 日立市議会議員  | 中川まさ子とひたちの仲間たち | 日立市中成沢町 1 - 17 - 2 | 15. 2. 18 |
| 岡 本 二 郎          | 江戸崎町議会議員 | おかもと二郎後援会      | 稲敷郡江戸崎町江戸崎甲3035    | 15. 2. 24 |
| 薄 井 五 月          | 日立市議会議員  | 薄井五月後援会        | 日立市金沢町 2 - 7 - 16  | 15. 2. 25 |
| 山 形 金 也          | 龍ヶ崎市議会議員 | 山形金也後援会        | 龍ヶ崎市川原代町2537 - 12  | 15. 2. 27 |
| 真 次 洋 行          | 下館市議会議員  | まつぐ洋行後援会       | 下館市幸町 3 - 8 - 17   | 15. 2. 28 |

茨城県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第 3 項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出が次のようにあったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成15年 3月17日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

| 届出者氏名<br>(代表者氏名) | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地       | 届出年月日     |
|------------------|---------|-----------|------------------|-----------|
| 寺 田 章            | 荃崎町長    | 翔友会       | つくば市大井1710番地     | 15. 2. 19 |
| 波 多 昭 治          | 水戸市議会議員 | はた昭治後援会   | 水戸市桜川 2 - 3 - 30 | 15. 2. 25 |
| 長谷川 大 紋          | 茨城県議会議員 | 茨城政治研究会   | 西茨城郡岩瀬町上野原地新田192 | 15. 2. 27 |

---

公 告

---

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請にかかる同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成15年5月6日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成15年3月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成15年3月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 元気な水

3 代表者の氏名

須 藤 隆 一

4 主たる事務所の所在地

茨城県日立市留町前川1270番地25

5 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して河川湖沼の水質浄化を促進するために、リン、窒素除去技術の普及と水辺の環境整備を行うと共に啓蒙活動を通じ、自然環境の保全を図ることを目的とする。

~~~~~

争議行為の予告通知の公表

茨城県医療労働組合連合会執行委員長宮本雅宥から、平成15年3月10日、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があった。

平成15年3月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事 件

賃金引き上げ及び労働条件改善等に関する要求

2 日 時

平成15年3月21日（金）午前零時以降、要求書解決に至る間

3 施 設

- |                      |              |
|----------------------|--------------|
| (1) 水戸市宮町3 - 2 - 7   | 総合病院 水戸協同病院  |
| (2) 高萩市安良川267        | 高萩協同病院       |
| (3) 土浦市真鍋新町11 - 7    | 総合病院 土浦協同病院  |
| (4) 取手市本郷1 - 1 - 1   | 総合病院 取手協同病院  |
| (5) 猿島郡境町2190        | 茨城西南医療センター病院 |
| (6) 行方郡玉造町井上藤井98 - 8 | なめがた地域総合病院   |
| (7) 水戸市城南3 - 15 - 17 | 城南病院         |



- (8) 水戸市城南 3 - 15 - 24 - 2 F 訪問看護ステーション虹  
(9) 水戸市平須町1819 - 34 水戸市共立診療所  
(10) 水戸市堀町1147 - 125 訪問看護ステーションコープふれあい  
(11) 鹿嶋市平井1129 - 2 鹿島病院  
(12) 水戸市河和田町4516 - 1 ナーシングホームかたくり

#### 4 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を、単独もしくは併用して実施する。ただし、ストに入った場合、保安要員については協定に基づき除く。

#### 5 争議をおこなう組織

- (1) 茨城県厚生連労働組合 中央執行委員長 安 蔵 克 典  
(2) 茨城県民主医療機関労働組合 執行委員長 松 崎 みどり  
(3) 鹿島病院職員組合 執行委員長 住 谷 司  
(4) かたくり労働組合 執行委員長 豊 田 憲 一

#### 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成15年 3月17日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

水海道市山田町字八間西1502番10, 同番17, 同番18, 同地1532番10, 同地1533番8

#### 2 事業主の住所及び氏名

水海道市諏訪町3222 - 3

水海道市長 遠 藤 利

#### 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

下館市大字小川字箱ヶ島1517番3, 同番4, 1520番1, 同番4, 同番5, 同番7, 大字下川島字鬼ヶ久保976番, 982番, 983番, 986番1, 987番1, 同番3

#### 2 事業主の住所及び氏名

下館市大字下江連393番地2

株式会社 エース恒産

代表取締役 水 越 康 治

#### 道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成15年 3月17日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申請者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏名	住所		幅員	延長
西総建指令 第 124 号	平成15年 3月 5日	(株)鈴木工務店 代表取締役 鈴木 清一	結城郡石下町大字国 生1323番地21	結城郡石下町大字杉山 字登戸前650番 1	メートル 4.50	メートル 34.45

## 規 程

( 企 業 局 )

### 茨城県企業管理規程第 1 号

茨城県企業局職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年 3月17日

茨城県公営企業管理者

企業局長 福 田 克 彦

#### 茨城県企業局職員服務規程の一部を改正する規程

茨城県企業局職員服務規程（昭和42年茨城県企業管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

第41条の見出しを「(着任等)」に改め、同条第 1 項中「から 3 日以内」を削り、同条第 2 項中「前項の期間内」を「発令通知書を交付された日」に改め、同条第 4 項中「勤務した」を「発令通知書を交付された日に着任することができない場合の当該職員の」に、「分」を「出勤状況」に改める。

第42条第 1 項中「職員は」を「役付職員は」に、「, 退職の日」を「退職の日」に、「, その日から 5 日以内に」を「遅滞なく」に、「懸案事項等」を「経過及び現状, 特に注意を要する事項, 懸案事項, 将来の構想等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 役付職員以外の職員において、第 1 項に規定する事由が生じた場合の事務の引き継ぎは、上司の特別の命令がない限り、上司又は上司の指定する職員の立会いのもとに口頭をもって、後任者又は上司の指定する職員に対して行うものとする。

第46条の次に次の 1 条を加える。

(事故報告等)

第46条の 2 職員は、重大な事故（交通事故にあっては、すべての事故）が生じたとき又は重大な交通違反をしたときは、直ちにその事情を所属長に報告しなければならない。

第47条の見出しを削り、同条第 1 項中「職員に重大な事故（交通事故にあっては、すべての事故）が生じたとき,」を「前条の報告を受けたとき又は」に改める。

第67条を次のように改める。

(臨時職員の服務)

第67条 臨時職員の服務については、別に定めるところによる。

別表第 1 中

「  
1 伝染病予防法（明治30年法律第  
36号）により交通をしゃ断され又  
は隔離された場合

を

」

「  
1 感染症の予防及び感染症の患者  
に対する医療に関する法律（平成  
10年法律第114号）により交通を  
制限され、又は遮断された場合

に改める。

」

様式第16号を次のように改める。



## 付 則

この規程は、平成15年 4 月 1 日から施行する。ただし、第46条の次に 1 条を加える改正規定、第47条の改正規定及び別表第 1 の改正規定は、交付の日から施行する。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)